

## アメリカの図書館におけるプリント・ディスアビリティへのサービス

竹中 晴香

日本では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が 2016 年 4 月に施行された。図書館における障害者サービスを考える際、従来は資料を視覚的に読むことができない視覚障害者へ焦点が当てられることが多かった。しかし、通常の印刷物を利用できない人は視覚障害者だけでなく、身体障害者や読字障害者なども存在しており、「プリント・ディスアビリティ（print disability）」と呼ばれる。

日本においてはアメリカの図書館におけるプリント・ディスアビリティへのサービスに関して詳しく取り上げた研究はほとんど存在しない。アメリカではアメリカ議会図書館（Library of Congress）の一機関である「盲人および身体障害者のための全国図書館サービス（National Library Service for the Blind and Physically Handicapped、以下 NLS）」が中心的な役割を果たしている。本研究では NLS に焦点を当て、アメリカの図書館がプリント・ディスアビリティに対してどのようなサービスを行っているのかを調査し、サービスの実態や課題、問題点を解明することを目的とする。

本研究の対象は NLS と NLS のネットワーク図書館におけるプリント・ディスアビリティへのサービスである。プリント・ディスアビリティに関する施策や関係団体も対象とした。文献調査、ウェブサイト調査を通して NLS とネットワーク図書館 8 館におけるプリント・ディスアビリティを対象としたサービスやプログラムなどを把握した。次に図書館員へのメールインタビューを通して、サービスの実施体制やプログラムの詳細な内容を調査した。

調査の結果、点字図書や録音図書などのプリント・ディスアビリティのための資料提供とプログラムが行われていた。プログラムではブッククラブやコンピュータ技術支援、編み物教室、音声解説付き映画上映会など各図書館が独自の企画を実施していた。

プリント・ディスアビリティへの図書館サービスは、NLS やネットワーク図書館だけでなく、様々な団体が関わっている。ラーニング・アライ（Learning Ally）やブックシェア（Bookshare）などの外部団体も資料提供を行っており、NLS とネットワーク図書館の補完的機能を果たしている。アメリカ合衆国郵便公社の無料郵送サービスは情報提供に関わる制度で、利用者へ資料を届けるのに重要な役割を果たしている。

アメリカの図書館におけるプリント・ディスアビリティへのサービスでは広報・アウトリーチが今後の課題である。プリント・ディスアビリティへのサービスが存在していることをサービスの対象者へ広く伝えなければサービスを利用することができないからである。

本研究は NLS とネットワーク図書館の一部を調査したため、実際には本研究で取り上げたよりも多様なサービスが行われている可能性がある。今後はサービスの実態をさらに把握するため、調査する図書館数を増やし、より詳細な分析が必要である。

（指導教員 吉田右子）